

## 民生常任委員会 審査順序

○ 付託議案等について

議案第 98 号 令和元年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中 2 款 総務費	1 項 総務管理費	1 目 3 節、3 目 25 節社会福祉基金積立金、防災対策基金積立金、総合保健センター建設基金積立金、こども未来基金積立金
	7 項 諸費	
3 款 民生費	全部	
4 款 衛生費	1 項 保健衛生総務費	
9 款 消防費	全部	

議案第 99 号 令和元年度八戸市立市民病院事業会計補正予算

議案第 102 号 令和元年度八戸市介護保険特別会計補正予算

議案第 115 号 八戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 116 号 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 117 号 八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 118 号 八戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 119 号 八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 123 号 (仮称)八戸市総合保健センター建設事業建築工事請負の一部変更契約の締結について

議案第 124 号 (仮称)八戸市総合保健センター建設事業強電設備工事請負の一部変更契約の締結について

議案第 125 号 (仮称)八戸市総合保健センター建設事業弱電設備工事請負の一部変更契約の締結について

議案第 126 号 (仮称)八戸市総合保健センター建設事業空気調和設備工事請負の一部変更契約の締結について

議案第 127 号 (仮称)八戸市総合保健センター建設事業給排水設備工事請負の一部変更契約の締結について

○ その他

- ・ 議会報告会への出席委員について

[民生協議会]

○ 所管事項の報告について

- ・ 免震用オイルダンパーの交換工事について

議案第115号

八戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の償還金に係る支払猶予手続、償還免除の対象範囲拡大及び収入状況の報告等について規定の整備をするためのもの。

2 主な改正内容

改正後	改正前
災害援護資金の貸付けに係る償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金の取扱い  → 法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定による。	災害援護資金の貸付けに係る償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予の取扱い  → 法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定による。

※ 「法」とは災害弔慰金の支給等に関する法律をいい、「令」とは災害弔慰金の支給等に関する法律施行令をいう。

※ その他、附則について条項ずれ解消等のための規定の整理を行う。

【参考】法及び令の一部改正について

改正後	改正前
○法 第13条 償還金の支払猶予【新】 第14条第1項 償還免除【対象拡大】 第16条 報告等【新】  ○令 第8条 一時償還 第9条 違約金 (削る) (削る)  第12条 償還金の支払猶予(政令で定めるやむを得ない理由)	○法 第13条第1項 償還免除  ○令 第8条 一時償還 第9条 違約金 第10条 償還金の支払猶予 第11条 法第13条第1項ただし書に規定する政令で定める場合

## 概要

- ・ 償還金の支払猶予（法第 13 条関係）

市町村は、災害等やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができることとした（令で規定されていたが、法で規定することで明確化を図った）。

- ・ 償還免除（法第 14 条第 1 項）

市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき等に加え、破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができることとした。

- ・ 報告等（法第 16 条）

市町村は、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人の収入又は資産の状況について報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧等を求めることができることとした。

### 3 施行期日

公布の日

**八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

**1 改正の理由**

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(内閣府令)」が令和元年5月31日に一部改正されたことに伴い、当市においても特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正し、連携施設の確保に係る基準を緩和するためのもの。

**2 改正の内容**

特定地域型保育事業者の連携施設の確保について、以下のとおり運営基準要件を緩和する。

なお、6月市議会定例会において、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)」の一部改正に伴い、「八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を改正し、連携施設の確保に係る認可基準要件を同様に緩和したところである。

**(1) 代替保育の提供(第42条に第2項及び第3項を追加)**

改正前	改正後
代替保育の提供元を保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)に限定。	連携施設の確保が困難な場合、一定の要件のもと次の事業者からの確保も認める。 ・小規模保育事業A型、B型 ・事業所内保育事業

**(2) 卒園後の受け皿の設定(第42条に第4項、第5項、第8項を追加)**

改正前	改正後
卒園後の受け皿の設定を連携施設に限定。	○ 連携施設の確保が困難な場合、入所定員が20人以上である次の事業所等からの確保も認める。 ・企業主導型保育事業 ・地方公共団体の補助を受けている認可外保育施設  ○ 保育所型事業所内保育事業所については、恒常的に満3歳以上の児童を受け入れているなど、市長が認める場合、卒園後の受け皿については確保を求めない。

**(3) 連携施設に係る経過措置(附則第5条を改正)**

改正前	改正後
連携施設の確保が困難な場合、制度施行から5年間は、連携施設の確保をしないことができる。	経過措置を5年から10年に延長する。

**3 施行期日**

公布の日

## 八戸市印鑑条例の一部改正(案)の概要について

### 1. 改正の理由

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、令和元年 11 月 5 日から、氏に変更があった者は、住民票に旧氏の記載を求めることができることとなり、併せて旧氏の印鑑の登録が可能となることから、所要の改正を行うものである。

### 2. 改正の主な内容

- ・住民票に記載されている旧氏の印鑑を登録できる旨の規定を追加。
- ・当該旧氏を印鑑登録原票に登録、及び印鑑登録証明書に記載する旨の規定を追加。

### 3. 施行期日

令和元年 11 月 5 日

## 免震用オイルダンパーの交換工事について

### 1 理 由

平成30年10月16日に、国土交通省から青森県を通じて公表された、消防本部・八戸消防署庁舎に設置されている、KYB株式会社製の大臣認定不適合の免震用オイルダンパー8本を、適合品と交換工事するもの

### 2 施工業者

KYB株式会社

### 3 工事日

令和元年11月11日（月）から令和元年11月14日（木）まで

### 4 費 用

KYB株式会社が全額負担